

# 随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和8年度 鶴田ダム水質改善施設管理委託
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鶴田ダム管理所長 佐藤 和幸 鹿児島県薩摩郡さつま町神子3988-2
契約締結日	令和 8年 4月 1日
契約の相手方の 氏名及び住所	(特) バイオマスワークあつたらし会理事長 出木場 洋
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥76,000-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥0-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

# 随意契約理由書

1. 業 務 件 名：令和8年度 鶴田ダム水質改善施設管理委託
2. 履 行 場 所：鹿児島県伊佐市下木場地先
3. 随意契約の相手方：名称 特定非営利活動法人 バイオマスワークあつたらし会  
住所 鹿児島県伊佐市大口里2888番地
4. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び予算決算及び  
会計令第102条の4第3号

## 5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

### 1) 当該業務の目的

本委託は、鶴田ダム流入支川である宮人川の水質改善施設として設置したビオトープの適正な維持管理のため、施設点検及び周辺除草を実施するものとする。

### 2) 当該業務の内容

本委託は、鶴田ダム水質改善施設の維持管理のため、施設及びその周辺の点検を月1回及び、施設及びその周辺の除草等年3回を行うものである。

### 3) 契約に付する理由

本委託は、河川法第99条に基づき、河川法施行規則第37条の6で定める河川協力団体、一般財団法人又は一般社団法人へ委託する業務である。

本委託の契約は要件を満たし、かつ、受託を希望する複数の者に、委託内容を分割して委託する方式（競争を有さない場合）である。

委託にあたって、委託内容等を公示し募集したところ、申請期間に1者から申請書が提出され、1者が参加資格要件を有していた。さらに「河川法第99条委託に関する審査要領」により、申請書を審査した結果、契約の相手方は、本委託を遂行するために必要な当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があると判断された。

よって、会計法29条の3第4項及び会計令第102条の4第3号により、上記河川協力団体と随意契約を締結するものである。

令和8年3月24日

(契約理由書作成者)

鶴田ダム管理所 専門調査官